

農村保健運動叢書

特 252

107

第 2 輯

保 健 共 濟 設 施 的 作 用 方 向

産業組合中央會發行

農村保健問題中央委員會編



始



特252  
107

目次

第一章	保健共済施設の必要な所以……………	一
第二章	保健共済施設は組合員に多大の便益を與へる……………	二
第三章	保健共済施設の概要……………	三
第四章	保健共済施設を作る手順……………	四
第五章	醫療費調査……………	五
第六章	保健共済施設事業計畫書例……………	七
第七章	定款變更例……………	一六
第八章	保健共済規程例……………	一七
第九章	開業醫との診療契約……………	二〇
第十章	帳簿……………	三
第十一章	附屬帳簿及傳票類……………	二五
附錄	保健共済施設經營事例……………	三七



## 保健共済施設の作り方

### 第一章 保健共済施設の必要な所以

わが國民の健康は、各方面の調査の結果によつて見ますと、年々改善されないどころか、反對に惡化しつつあり、殊に從來農村は健康地だとはかり信せられてゐたのに都會よりも却つて病人が多く死亡率も高いことが明かにされました。文明國中日本ほど死亡率が高く國民健康の低位な國はありません。かやうな状態は實に國民自身の不幸であるばかりでなく、今や世界に雄飛せんとする日本の國家的見地からも甚だ寒心に堪えない所であります。

病氣は獨り病人自身を不幸に陥れるのみでなく一家の經濟に大なる損失を與へるものであります。重病人が出たために一家の經濟が滅茶々にされたといふ様な悲惨事は決して珍しくありません。又病氣に罹つたとき治療費がなかつたり或は充分でないため醫藥の恩惠を受けることが出来ないといふことほど不幸なことはありません。従つて我々は常に病氣をせぬ様心掛けることは勿論、萬が一病氣に罹つても輕い中に早く手當を加へて大いに元氣で働ける様な方法を講ずることがどうしても必要であります。

(1)

(2)

産業組合は夙にこの點を考察して、或は病院、診療所を經營することに依つて輕費且つ完全なる醫療の普及に努め、或は組合家庭藥、衛生材料、營養食料品等の配給をなして國民健康の保持増進を圖つて來たのであります。國家を始め各種の團體では傳染病豫防とか救療事業とか或は健康保險とか色々な手段方法を講じてゐるのであります。遺憾ながらこれらの施設は未だ不充分であり、又その恩惠は國民の一部にしか及んでゐない現状であります。

今回新たに國民健康保險制度が實施された事は從來の缺陷を補ふものとして、大いに期待されるのであります。この制度が一日も早く全國に普及することが望ましいのであります。産業組合は組合員の協同の力によつてその生活向上を圖ることを最高理想とする團體であり、今や組合は全國に普及し又經濟的機關としての實力を有して居りますから、若し産業組合が國民健康保險の事業を行ふならば急速にこの恩惠を全國に均霑せしむることが出来るのであります。然し乍ら國民健康保險は國庫豫算の都合で全國的普及を見るまでには相當長年月を要しますので、産業組合はその理想と本來の使命に鑑み組合員活力の源泉である健康を守り以て重大時局に對應するため、國民健康保險事業の代行を俟つまでもなく、組合自ら保健共濟施設を實施することが急務であると考へられるのであります。

## 第二章 保健共濟施設は組合員に多大の便益を與へる

町村産業組合は信用、販賣、購買、利用の所謂四種事業を兼營して居りますから、保健共濟施設の運用に當つて組合員に多大の便益があるのであります。即ち組合信用部ではその本來の事務の傍ら醸出金の取立をなし保健貯金を集金し、保健貸付をなし、保健共濟事業に對し資金を融通することが出来ますし、又組合員が農産物を以つて保健共濟の醸出金に代へたい場合には販賣部で此の農産物を販賣して現金に換へ醸出金に充て、呉れます、更に購買部で藥劑や衛生材料等を廉價に共同購入し、利用部で醫療設備をなす時は療養費は益々安くなり而かも完全な診療が出来る様になるのであります。

## 第三章 保健共濟施設の概要

然らば保健共濟施設とは如何なる仕組によつて如何なる事業を行ふものであるか。次にその概要を述べて見ませう。

- (一) 保健共濟施設は産業組合の利用事業として行ふものでありますから、組合定款を變更し且つ保健共濟規程を設けることが必要であります。
- (二) 本施設には組合員全部が加入することが望ましいのであります。
- (三) この事業を行ふためには一定の資金を必要としますが、この資金は組合員の資産状態、世帯員數を基準にして割出した醸出金(保險の掛金に相當するもの)を主たる財源とし、尙この外に

(3)

寄附金や組合剩餘金の一部をも、之に充當するのであります。醸出金の支拂は年一回拂、收穫期拂、或は毎月拂等の地方事情に適した方法によつて現金又は之に代るべき現物（組合員の生産した米、その他の農産物）を以つて爲すことにします。

(四) 組合は右に述べた醸出金、寄附金、組合剩餘金を保健共済資金として管理し、萬一組合員やその家族に疾病、負傷、分娩、死亡等の事故を生じた場合に療養とか助産の手當をなし、又特別の場合には現金でその費用を支給するのであります。

(五) 組合員は右の給付を受ける場合には一部負擔金といふものを支拂はなければなりません。一部負擔制は何の目的のために設けるかと言へば、一面醸出金を輕減するためと他面受療者に責任觀念を持たせて濫診濫療の弊害を避けるためであります。併し一部負擔を過大にすれば共済の眞意が没却されることとなりますから、給付費の四割程度を一部負擔として残りの六割程度を共済資金から支出するのが最も適當であります。

(六) 本事業の收支決算に於て剩餘を生じた場合にはその年度の事業費の百分の五以上に相當する金額を共済準備金として積立て、置き事業の安固を図ることが必要であります。

#### 第四章 保健共済施設を作る手順

保健共済施設を作るためにはどう言ふ手順でどんな事を準備すれば宜しいか。その主なる事項は次の様であります。

- (一) 先づ全組合員（家族を含めた）の一ケ年醫療費並に死亡及分娩件數に付き調査をなすこと
  - (二) 事業計畫並に收支豫算案を作ること
  - (三) 組合定款の變更並に保健共済規程を作ること
- 大體右の用意が必要であります。そこでこの三點に付いて新たに章を設けて説明することに致します。

#### 第五章 醫療費調査

事業計畫を樹てるには先づ以つて醸出金算出の基礎を得るため組合員の醫療費に付いて調査せねばなりません。此の調査は全組合員が最近一ケ年間に實際にかゝつた醫療費の總額を見極めることに主眼を置いて行ふべきです。従つて調査様式は次表の如き簡單なもので充分です。尙最近三ケ年間に付いて調査すれば一層正確な結果が得られませう。

醫療費調査

昭和年月日より年月日までの状況について記入して下さい  
組合

組合員氏名	大字		小字		名(組合員を除く)
世帯員数					
醫療費計	圓 銭				
種別	通院診療費	往診料(醫師車代を含む)	入院費		
一般醫療費	圓 銭	圓 銭	圓 銭		
齒科治療費	圓 銭	圓 銭	圓 銭		
其他醫療費(鍼灸按摩マツサ 1ジ新給費其他)	圓 銭	圓 銭	圓 銭		
本村醫師への支拂額	圓 銭	他村醫師への支拂額	圓 銭		
死亡乳幼児(就學以前の者)	人				
件数	少	青	壯	老	年
分娩件数(死産を含む)	人				
三ヶ月以上病休せる者の員数	人				
賣藥費(一ヶ年に實際に支拂つた額)	人				
配置賣藥支拂高	組合家庭藥				
	圓 銭	圓 銭			
藥店よりの購入高	其他賣藥				
	圓 銭	圓 銭			

第六章 保健共済施設事業計畫書例

事業計畫書を作るについては次の諸事項について方針を決定してかゝらねばなりません。

- (一) 全組合員の一年醫療費總概算を見極めること  
これは前章に述べた醫療費調査の結果によつて決まります。
- (二) 共済施設に依り醫療其他現金の給付をなすために必要な經費總額を決定すること  
この場合中心となるのは給付費ですが、これは全組合員の醫療費一ヶ年總額の六割見當を給付費に見込むのが適當です。尙死亡や出産に對し給付をなす場合はこの費用も見込んでおかねばなりません。この外事務費と共済準備金を計上する必要があります。
- (三) 各組合員醸出額(掛金)を決定すること  
給付に要する費用の一部分は組合員の醸出金に依つて調達されるのですが、組合員銘々の醸出額は各組合員の資産状況、世帯員數其他の條件を考察して決定します。  
それには戸數割に準じて醸出額を決定しても宜しいし或は一部を戸數割、残りの部分を人頭割によつて賦課するもよいのです。

(1) 第一は福岡縣古月村産業組合の例です。本村の一戸當醫療費年額は從來約三十圓であつたのが組合診療所の開

設によつて一戸當十五圓に低減される見込がついたので、その半額七圓五十錢を醸出金とし残りの半額を患者が受療の都度一部負擔として支拂ふことにしたのです。そして七圓五十錢を米二斗と換算し、一戸當り米二斗を出させるといふ目安を立てたのです。尙この取立ては各部落に責任を持たせることにし米二斗に部落戸數を乗じた額を各部落に割當てたのであります。

更に各部落に於て戸數割標準により各戸に割當てた結果、全組合員諸々の醸出狀況は、次表の如くになつたのであります。

部落名	戸數	醸出米割當高	部落名	戸數	醸出米割當高
上木月	七五戸	三九圓	木月	一二六戸	六七圓
古門	七一	三六	神崎	五二	二五
春日	三九	一二	合計	三六三	一七九

  

醸出額	組合員	醸出額	組合員	醸出額	組合員	醸出額	組合員
九・〇斗	一人	三・四斗	六人	二・三斗	七人	一・三斗	八人
五・七	一人	三・三	五人	二・二	八人	一・二	七人
五・一	二人	三・二	四人	二・一	四	一・一	四
五・〇	二人	三・〇	二〇	二・〇	六三	一・〇	二八
四・六	三人	二・九	二	一・九	四	〇・九	二
四・五	一人	二・八	二	一・八	五	〇・八	一三

(2) 第二の例として國民健康保險の保險料等級表例を掲げておきます。  
**保險料等級表例**

- (一) 一人當平均保險料年額ハ二圓八十四錢ナリ。
- (二) 各組合員ノ保險料月額ハ別紙ノ如ク五錢乃至五圓ノ範圍内ニ於テ十等級ニ分ツ。一世帯ニ於テ五人以上ノ世帯員アル場合ニ於テハ、一人ヲ超ユル毎二月額保險料四十五錢以下ノモノハ五錢、七十錢以上ノモノハ八十錢ノ家族割増金ヲ徴收ス。

等級	戸數割年額	戸數	戸數保險料		保險料年總額
			一戸當月額	一戸當月額	
一	〇	三〇	五円	六〇円	一八・〇〇
二	二圓未滿	一一二	二〇	二・四〇	二六八・八〇
三	五圓未滿	一八八	四五	五・四〇	一、〇一五・二〇
四	十圓未滿	一八六	七〇	八・四〇	一、五六二・四〇
五	二十圓未滿	一七八	一・六〇	一九・二〇	三、四一七・六〇
計					〇・七五
					〇・七
					〇・五
					一七九・一
					三六三

世帯人員別	戸数	割増保険料		割増保険料年総額
		月額	年額	
六人 世帯	一〇六	八	九六	一〇一・七六
七人 世帯	八三	一六	一九二	一五九・三六
八人 世帯	五七	二四	二八八	一六四・一六
九人 世帯	三四	三二	三八四	一三〇・五六
十人 世帯	二〇	四〇	四八〇	九六・〇〇
十一人乃至十五人世帯	一九	六四	七六八	一四五・九二
十六人乃至二十人世帯	二	一〇四	一二四八	二四・九六
計	三二一			八二二・七二

(四) 醸出金徴集方法  
醸出金は村の實情に従ひ現金又は現物(米、麥等の農産物)を以つて徴集するのですが、現金徴

- 集なら月掛、年一回又は二回或は收穫季拂等何れの方法に依るも宜しく、現物徴集なら收穫季拂が適當です。尙一部は現金で残りの額を現物で徴集するといふ方法も考へられます。尙徴集を確實にするために農事實行組合或は部落に醸出金を割當て且つ茲で取纏めて醸出せしめることは極めて有効であります。
- (五) 寄附金、補助金その他の収入に依り負擔軽減を図ること  
なほ寄附金、補助金、産業組合剩餘金及組合家庭薬配給に依る収入の一部を以て負擔軽減に充てます。
- (六) 共済準備金を造成すること  
繰越金、寄附金、補助金、産業組合剩餘金及組合家庭薬配合等に依る収入の一部を共済基金として積立てます。これは一年間の給付が豫算を超過する様な場合に備へるためと、もう一つは將來この基金の利子で以つて給付費の大部分を賄ふことが出来る様にするために造成するのです。
- (七) 給付の制限について。  
給付範囲は左の如きものについて制限しなければなりません。
- (イ) 診療何ヶ月(又ハ何日)に涉る場合は給付を停止する。(例、百八十日又は九十日)
  - (ロ) 入院何ヶ月(又ハ何日)に涉る場合は給付を停止する。(例、百八十日又は九十日)



- (ハ) 法令の規定に依り医療を受くる者は給付せず。
- (ニ) 第三者より損害賠償を受くる者は給付せず。
- (ホ) 新加入者が直ちに医療を受くる場合は何ヶ月分の負擔金を納入すること。
- (ヘ) 醫療機關

組合自らが診療所や病院を經營して居り、或は助産婦を置いてゐる場合は原則として茲で手當を受けることになりませんが、そうでない場合組合は最寄りの開業醫或は助産婦と契約を結ばねばなりません。醫師との契約の仕方については後に述べます。

以上述べた八つの事項について方針が決まれば事業計畫書の作製にかゝります。

保健共済施設事業計畫書例

一、目的

本組合ハ保健共済施設ヲ實施シ組合員ノ受療ヲ容易ナラシメ且ツ健康ノ増進ヲ圖ラントス。

二、收支豫算

本施設ノ收支豫算次ノ如シ。

收支豫算

收支ノ部		金額(圓)	一人當金額(圓)
科	目		
離	出 金 收 入	七、五〇三・〇〇	三・〇〇
療	養ノ給付費一部負擔	五、〇〇〇・〇〇	二・〇〇
組	合 補 助 金	四九七・〇〇	・二〇
合	計	一三、〇〇〇・〇〇	五・二〇

支出ノ部

科		金額(圓)	一人當金額(圓)
共	濟 給 付 金	一三、〇〇〇・〇〇	四・八〇
保	健 施 設 費	一〇〇・〇〇	・〇四
事	務 費	三〇〇・〇〇	・一二
共	濟 準 備 金	六〇〇・〇〇	・二四
合	計	一三、〇〇〇・〇〇	五・二〇

備考 (イ) 組合員數五〇〇人、一組合員當リ一ヶ年醫療金二五圓、計一ヶ年醫療費總額一二、五〇〇圓ヲ基礎トシテ計畫セリ。

(ロ) 事務費ハ共済給付金ノ三分、共済準備金ハ共済給付金ノ五分ヲ見込ム。

三、離出金

離出金ハ二種ノ方法ニヨリ之ヲ組合員ニ割當ツルモノトス、即チ一ハ基本離出金ニシテ戸數割ニ

準ジ組合員ニ之ヲ割當テ他ハ割増醜出金ニシテ世帯員數五人ヲ超ユル組合員ニ對シ一人ヲ増ス每  
ニ月額八錢ヲ割當ツ、即チ左表ノ如シ。

甲、基本醜出金表

戶數割年額	戶數	一戶醜出月額	等級別醜出月額	同上年額
〇圓	一五戶	〇・五 <sup>円</sup>	七五 <sup>円</sup>	九〇 <sup>円</sup>
二圓未滿	八〇	二・〇	一六〇〇	一九二・〇〇
五圓未滿	九四	五・〇	四七〇〇	五六四・〇〇
十圓未滿	一一〇	七・〇	七七〇〇	九二四・〇〇
二十圓未滿	九〇	一・五〇	一三五〇〇	一、六二〇・〇〇
五十圓未滿	八五	二・五〇	二一二・五〇	二、五五〇・〇〇
百圓未滿	一〇	三・〇〇	三〇〇〇	三六〇・〇〇
二百圓未滿	一〇	三・五〇	三五〇〇	四二〇・〇〇
四百圓未滿	四	四・〇〇	一六〇〇	一九二・〇〇
四百圓以上	二	五・〇〇	一〇〇〇	一二〇・〇〇
合計	五〇〇		五七九・二五	六、九五一・〇〇

乙、割増醜出金表

世帯員數六人以上	戶數	醜出月額(一人ニ付八錢)	醜出年額
六人	六〇 <sup>戸</sup>	四・八〇	五七・六〇
七人	五〇	八・〇〇	九六・〇〇
八人	四五	一〇・八〇	一二九・六〇
九人	三五	一一・二〇	一三四・四〇
一〇	一一	四・四〇	五二・八〇
一一—一五	八	四・八八	五八・五六
一六—二〇	二	一九二	二三・〇四
合計	二一一	四六・〇〇	五五二・〇〇

四、醫療機關

療養又ハ助産ノ手當ハ左記醫療機關ニ依リ爲スモノトス。

- イ、當組合診療所
- ロ、何々醫療利用組合聯合會ノ經營スル病院、診療所
- ハ、開業醫 何某
- ニ、齒科醫 何某

ホ、助産婦 何某  
止ムヲ得サル事由ニ依リ理事ノ承認ヲ得テ本組合ノ指定ナキ醫療機關ノ手當ヲ受ケタル場合ニ於テハ本組合ニ依リテ爲ス手當ノ額ヲ標準トシテ療養費又助産費ヲ支給ス、但シ一部負擔ニ相當スル額ヲ控除ス。

### 第七章 定款變更例

保健共濟事業は組合の利用事業として行ふものですから、組合定款の變更を行ひ、且つ別に保健共濟規程を作る必要があります。

次に模範定款（本會發行の産業組合關係法規に収録）に従つて定款變更例を示しておきます。

### 定款變更例

第一條 本組合ハ左ノ事業ヲ行フヲ以テ目的トス

組合員ヲシテ産業又ハ經濟ニ必要ナル設備ヲ利用セシムルコト

第七十五條 本組合ニ於テ設備スルモノ左ノ如シ

一、脱穀機、以下省略

二、水道、浴場、集會場及其ノ附屬設備、理髮設備、冠婚葬祭用具、接待用具、醫療設備、助産婦、別ニ定ムル規程ニ依ル保健共濟施設

三、電氣設備（以下省略）

第七十九條ノ二 保健共濟事業ハ前四條ノ規定ニ拘ラス保健共濟規定ノ定ムルトコロニ依リ之ヲ行ヒ特別會計トス前項ノ規定ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第八十三條 剩餘金ヨリ準備金ニ積立ツヘキ金額ヲ控除シ尙殘餘アルトキハ特別積立金、保健共濟施設繰入金、事業ノ分量ニ對スル配當金、拂込ミタル出資額ニ對スル配當金、役員賞與金又ハ繰越金ト爲スモノトス

### 第八章 保健共濟規程例

何々村信用販賣購買利用組合保健共濟規程

#### 第一章 總 則

第一條 本組合ハ組合員及其ノ世帯員ノ疾病、負傷及分娩ニ付相互共濟ヲ爲ス目的ヲ以テ療養又ハ助産ノ手當ヲナス但シ組合員又ハ其ノ世帯員ノ療養ノ手當ニ要シタル費用ノ一部ヲ其ノ組合員ニ負擔セシムルモノトス

第二條 本組合ノ保健共濟施設ニ要スル毎年度ノ經費ノ收支ハ一切之ヲ豫算ニ計上ス

前項ノ豫算ニ於ケル収入ニハ第十六條乃至第十八條ニ依ル職出金及本組合ノ共済施設ト同一目的ヲ以テ交付ヲ受ケタル獎勵金、補助金、寄付金等ヲ之ニ計上スルノ外本組合ノ剩餘金ニシテ組合員ニ配當スベキ金額及特別積立金ノ一部ヲ計上スルコトヲ得

第三條 本規定ハ總會ノ決議ヲ經ルニ非ザレバ之ヲ變更スルコトヲ得ズ

### 第二章 給付及費用

第四條 療養又ハ助産ノ手當ハ當組合診療所(村診療所、保證責任醫療利用組合聯合會何々病院)ニ付之ヲ受クベシ但シ止ムヲ得ザル事由ニ因リ理事ノ承認ヲ得テ當組合診療所(村診療所、保證責任醫療利用組合聯合會何々病院)以外ノ醫師又ハ產婆其ノ他ニ付手當ヲ受ケタルトキハ療養費又ハ助産費ヲ支給ス

前項但書ニ依リ支給スル療養費又ハ助産費ノ額ハ當組合ニ於テ前項本文ニ依リテ爲ス手當ノ額ヨリ第五條ニ依ル組合員ノ負擔額ヲ差引タル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第五條 第一條但書ノ規定ニ依リ組合員ニ負擔セシムル金額ハ左ノ割ニ依リ理事之ヲ決定ス

一、通常ノ診療所要費ノ何割

二、入院治療及特別處置、手術其ノ他所要費ノ何割

三、賣藥ノ支給所要費用ノ何割

前項ノ所要費用ノ算定ハ當組合診療所(保證責任醫療利用組合聯合會何々病院)ノ診療報酬ニ關スル規定ニ依ル

第六條 療養ノ手當(齒科補綴ヲ除ク)ノ内容左ノ如シ

一、診療

二、藥劑又ハ治療材料ノ支給

三、入院診療

第七條 入院治療及一回ノ費用十圓ヲ超ユル處置、手術其ノ他ノ治療ヲ受ケントスルトキハ豫メ組合ノ承認ヲ受ケタルコトヲ要ス

第八條 療養ノ手當ヲ爲ス期間ハ同一ノ疾病、負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付キ手當開始ノ日ヨリ九十日トス、但シ事情ニ依リ期間ヲ延長スルコトヲ得

第九條 法令ノ規定ニ依リ現ニ醫療ヲ受ケタル者ハ給付ヲ爲サズ(健康保險法、工場法、鑛業法、傳染病豫防法、精神病者監護法、救護法、軍事救護法等)

第十條 第三者ノ行爲ニ因ル疾病負傷ニシテ之ニ對シ損害賠償ヲ受ケルモノナルトキハ給付ヲ爲サズ

第十一條 組合員ニシテ其ノ世帯内ニ於テ滿一ケ年間以上本則ニ依ル給付ヲ受ケタル者ナキトキハ豫算ニ餘裕アル場合ニ於テ健康獎勵賞ヲ交付シ之ヲ推獎スルコトアルベシ

### 第三章 會計

第十二條 豫算ハ豫メ總會ノ決議ヲ經ベシ但シ前年度踏襲豫算ノ範圍ニ於テハ總會ノ決議前ニ在リテモ本事業ヲ繼續スルヲ妨ゲズ

前項ノ豫算ヲ追加又ハ更生セントスルトキハ總會ノ決議ヲ經ベシ

第十三條 理事ハ毎年何月何日迄ニ前年度ノ決算ヲ結了シ通常總會ノ認定ニ付スベシ

第十四條 決算ニ剩餘ヲ生ジタルトキハ其ノ年度ノ事業費ノ百分ノ五以上ニ相當スル金額(殘餘ガ前年度ノ事業費ノ

百分ノ五ニ滿タザルトキハ其ノ金額ヲ共濟準備金ニ積立テ殘額ヲ翌年度豫算ノ收入ニ組入ルルモノトス、但シ共濟準備金ガ其ノ年度ノ事業費豫算以上ニ達シタルトキハ積立ツルコトヲ要セズ

第十五條 共濟準備金ハ特別ノ事由ニ因リ事業費ニ不足ヲ生ジタル場合ノ外ハ之ヲ處分スルコトヲ得ズ

第十六條 組合員ハ理事ノ定ムル所ニ依リ毎月末日迄ニ一定額ノ繰出金ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ繰出金ノ額ハ組合員ノ屬スル戸ノ負擔スル戸數割賦課額及其ノ世帯員數ヲ標準トシ別ニ之ヲ定ム

第十七條 第五條ニ依ル負擔金ハ理事ノ指定シタル期日迄ニ之ヲ納付スルコトヲ要ス

第十八條 本則ニ依ル繰出金及負擔金ハ各組合員ノ都合ニ依リ理事ノ承認ヲ得テ本組合ノ販賣取扱品タル農産物ヲ以テ之ヲ代納シ又ハ各組合員ノ貸借口座ニ於テ之ヲ決済スルコトヲ得

### 第九章 開業醫との診療契約

組合に醫療部がなく助産婦も置いて居ない場合には最寄りの開業醫或は助産婦と手を握つて之によつて手當をなさねばなりません。この場合兩者は互に契約書を取交し料金等についても豫め定めておくことが必要であります。醫師の指定の範圍についても色々な場合が考へられますが、茲では郡醫師會この契約例を示しておきます。

### 契約書例

第一條 本郡醫師會ハ保證責任何々信用販賣購買利用組合ト組合員及其ノ世帯員ノ診療ニ關シ左ノ契約ヲナス

第二條 診療ヲ受ケントスルモノハ所定ノ組合員證ヲ本會員ニ提示スベシ

第三條 組合員及其ノ世帯員ニ對シテ爲ス傷病ノ手當ハ一般患者ニ對シテ爲ス手當ト同等トス但シ料金ニ對シテハ左ノ特點ヲ與フルモノトス

(イ) 醫業報酬ハ本郡醫師會規定ノ貳割引トス

(ロ) 往診車馬賃ハ患者ノ負擔トス

第四條 組合員及其ノ家族ヨリ保險衛生上ノ相談ヲ受ケタル時無料ヲ以テ之ニ應ズルモノトス

第五條 報酬請求書ハ翌月拾日迄ニ前月分ヲ本醫師會ヲ經由シ組合ニ提出スルモノトス

(イ) 請求書ニハ割引セザル金額ヲ記入スルモノトス

(ロ) 請求書ハ郡醫師會所定ノ用紙ヲ使用スベシ

第六條 料金ハ翌月貳拾五日ヲ以テ組合ヨリ會員ヘ直接支拂フモノトス

第七條 診療中ノ患者轉醫セントスル場合ハ必ず主治醫ノ承認ヲ受クルモノトス

第八條 診療其他ニ關シ必要ノ事由發生シタル場合ハ兩者立會審議ノ上決定ス

第九條 本契約ハ兩當事者合議ノ上修正又ハ解除スルコトヲ得

第十條 本契約ノ確實ヲ證スル爲本書式通ヲ作製シ相互ニ各壹通ヲ所持スルモノトス

昭和 年 月 日

何々郡醫師會長

某

保證責任何々組合長

某



(二) 醜出金收入簿

月 日	組合印	組合員 番 號	組 合 氏 名	醜 出 金 別	金 額	累 計
2. 3	印	3	某	2 月分	円 80	円 80
2. 3	印	5	某	3 月分	1.20	2.00

(三) 出 納 簿

月 日	摘 要	收 入	支 出	差引残高
2. 3	某外何名何月分醜出金	円 105.00		円 105.00
3. 7	某ヨリ寄附金	50.00		100.00
3. 15	醫師某へ支拂		150.00	5.00

(四) 支出明細簿

月 日	摘 要	支 出

第十一章 附屬帳簿及傳票類

臺帳以外に次に示す様な附屬帳簿、傳票類を用意することが必要であります。

- 一、加入申込書(裏、家族氏名)
- 二、組合員證(裏、療養給付記録)
- 三、世帯員移動届
- 四、醜出金領收簿
- 五、領 收 書
- 六、醜出金領收早引表
- 七、一部負擔金領收書
- 八、診療費請求書
- 九、同 (組合員個人別、月別)
- 十、齒科診療費請求書(個人別)
- 十一、同 (組合員個人別、月別)
- 十二、診療費領收書

十三、助産手當請求書(省略)  
十四、助産手當領收書

(一)

(表)

第 號

加入申込書

貴組合保健共済施設の趣旨に賛同し規程等遵守致可此段加入申込候也

昭和 年 月 日

組合員氏名 \_\_\_\_\_ 字 \_\_\_\_\_ 番地 \_\_\_\_\_

外家族 \_\_\_\_\_ 名 附 \_\_\_\_\_

組合御中

(裏)

続柄	家族氏名	生年月日

(表)

(二)

第 號

昭和 年 月 日加入

組 合 員 證

組合員 (自署氏名) \_\_\_\_\_ 字 \_\_\_\_\_ 番地 \_\_\_\_\_

職業 \_\_\_\_\_

世 帯 員 一 覧

性別	続柄	氏名	生年月日	加入年月日
			年 月 日	年 月 日

昭和 年 月 日交付

組合 組合印

保証責任

注 意 事 項

一、此の證は本組合の組合員又はその家族であるといふ證であるから大切に持つてゐなければなりません。

二、此の證は診療券の働きをするのですから自分若くは家族の者が療養を受けるときには必ず此の證を醫師や産婆に提出しなければなりません。

三、組合員又はその家族の資格がなくなつたときは五日以内に此の證を事務所に返さなければなりません。

四、此の證の第一面に書いてある事項が變つたならば直に事務所に提出して訂正して貰ひなさい。

五、此の證に記載欄がなくなつたり毀損した場合には直に此れを事務所に提出して代りの證を受けなければなりません。

又此の證が滅失したときには直に其の旨を事務所に届けなければなりません。







昭和 年 月分診療費請求書

No. \_\_\_\_\_

擔當醫	住所	捺印		種類	點數	意見	査定點數	一部負擔額
	氏名	初診						
組合員	住所	組合員證記號	第 號	往診	回			
	氏名			藥劑	内水用散			
受療者	大人 小人			劑				
性別	男 女	生年月	年 月 歲	(普通)				
傷病名	(1) (2)			注射 手術 處置				
發病	(1) 年月日 (2) 年月日	初診	(1) 年月日 (2) 年月日	(特別)				
開始日	(1) 年月日 (2) 年月日	終了日	(1) 年月日 (2) 年月日	入院 注射 手術 處置				
當月診療日數	(1) 日 (2) 日	轉歸	(1) 繰越全治入院死亡轉醫 (2) 繰越全治入院死亡轉醫	點數合計				
				備考				

No. \_\_\_\_\_

一部負擔金領收書

組合員 番号	患者 氏名	股
當療點日診總數	負擔金額	圓 錢也
診療年月日 昭和 年 月 日 右領收候也		
領收年月日 昭和 年 月 日		
診療擔當醫 村 香地		
醫師氏名		

注意 ◎此ノ證ハ參ケ月間大切ニ御保存ヲ願ヒマス

組合

組合長

昭和 年 月 日

殿

擔當醫氏名

診療費請求書

左記ノ通り 月分組合員診療報告書相添へ診療費請求候也

一、組合員	氏外	名	點數	審查	徵收
一、内服藥劑點數	大人	點數	點數	點數	金額
一、普通處置藥劑點數	小人	點數	點數	點數	金額
一、特別處置手術點數		點數	點數	點數	金額
一、入院		圓	圓	點數	金額
一、手術		圓	圓	點數	金額
一、		圓	圓	點數	金額
一、		圓	圓	點數	金額

昭和 年 月分齒科診療費請求書

No. \_\_\_\_\_

擔當醫師	住所	捺印		種類	點數	意見	査定點數	一部負擔額
	氏名	齒別	回数					
組合員	住所	組合員證記號	第 號	治療				
	氏名							
受療者	大人	性 別	年 月 歲	充 填	本			
	小人							
傷病名	(1)			拔 齒	本			
	(2)							
(1)	初診日	開始日	終了日	切 開				
	(2)							
(2)				藥 劑	內用 劑			
(3)				合 計				
(4)				備 考				
當療月日	(1) 日	(3) 日	轉 (1) (3)					
	(2) 日	(4) 日	歸 (2) (4)					

齒科診療費請求書

左記ノ通り 月分組合員診療報告書相添へ診療費請求候也

一、組合員	氏外名	審査點數	徴收濟一部負擔金額
一、治 療	點	點	圓 錢
一、拔 齒	點	點	
一、消炎手術	點	點	
一、セメント充填	點	點	
一、頓服藥内服藥	點	點	
一、合 嗽 劑	點	點	
一、電 法 劑	點	點	

昭和 年 月 日

組合長

殿

擔當齒科醫師氏名

**診療費領収書**

一金 也 ( ) 月分)

別紙組合員診療報告書ニ依り審査相成リ  
組合員診療費領収候也

昭和 年 月 日

擔當醫氏名

組合長 殿

略省 (三十)

**助産手當領収書**

一、組合員住所氏名  
一、組合員證番號 第 號  
一、分娩年月日 昭和 年 月 日生  
一、男女ノ別  
一、組合員トノ續柄 (産婦氏名)

右助産手當トシテ金 圓也正ニ  
領收候也

昭和 年 月 日

組合員氏名  
産婆氏名  
理事氏名

組合長 殿

附 録

保健共済施設經營事例

組合概況と實施の動機

保證責任 武川信用販賣購買利用組合

山梨縣北巨摩郡武川村は中央線葦崎驛より西方約三里餘、三方を山に圍まれた戸數五〇三戸、人口三、〇八八人の農村で、昭和七年新富、武里の兩村が合併して武川村となつた。産業組合は合併前弱小組合群立しその經營芳しくなかつた爲め、村民は先入感から昭和九年四月本組合設立後も加入を躊躇する傾向があつたが、漸次認識を改め現在では組合員數は三七九名となり、本村總戸數の七五％に當り、經濟更生指定村として着々實績を上げてゐる。

本村の醫療狀態は、昭和六年頃迄開業醫が居たが現金を持たなければ診療しなかつたので一村般民にとつては無醫、村同様であつた。患者の發生した場合はバス或は徒歩で葦崎、穴山、日野春等の町開業醫に罹らねばならなかつたが、遠距離の爲め餘程の重患でない限り診療を受けることをせず、従つて輕患の内に治療しないので、村内には重患者續出の狀態であつた。この事は村の保健上、特に經濟更生上捨ておけぬ問題であつたので、本組合では醫療費の負擔軽減の必要を痛感しつゝあつたが、偶々政府に於て國民健康保險法制定の氣運があつたので、保健共済施設を行ふべく計畫した。先づ準備工作として村内の醫療調査を行ふことになり、産青聯を動員して調査させた處、その結果は一戸當り年額三十五圓の醫療費(賣藥を含む)を支出してゐることが判り、全國平均二十四圓餘に比較して遙かに高

額であつたのである。此の調査に依つて益々本計畫遂行の急務なるを認め鋭意實施を急いだ。かくて昭和十一年九月から醫師一名、産婆一名、看護婦一名、事務員一名を以て診療所を開設した。越えて昭和十二年四月から保健共済施設を實施した。

### 實 施 状 況

本組合では診療所施設に依つて従來の醫療費を三分の一に輕減し得るの目安を立て、ゝゐたが、愈よ實施に當りこれが實現と、共存同榮、相互扶助の高遠なる組合理想の本旨に則つて、醫療費負擔の割合及び保險料を次のやうに定め

#### 醫療費一部負擔の割合

(一) 組合員及び世帯員に對して通常診療所要費用の二割

(二) 入院治療及び特別處置、手術其の他所要費用の五割

(三) 家庭藥の支給所要費用の二割 (本村では家庭藥の全戸配給をなしてゐるが昭和十二年度の總額は一四八圓)

#### 醫療費分擔の割合

(一) 組 合 員 二割 (昭和十三年度より四割とす)

(二) 保 險 金 六割

(三) 組合本會計より 二割 (昭和十三年度より廢止)

保險料(組合員の資産並に世帯人員に依り三級に分つ)

- (甲) 七圓 (年額)
- (乙) 六圓 (同)
- (丙) 五圓 (同)

(昭和十三年度よりこれを七等級に分け第一級一〇圓、第二級九圓、第三級八圓、第四級七圓、第五級六圓、第六級五圓、第七級四圓と改定した)

以上の規程に依つて實施した處、加入員數二六六人、その家族を含む人員一、七五六人(現在數)を見、今迄受療しなかつた輕患者も續々利用して第一年(昭和十一年九月—同年十二月末) 第二年(昭和十二年)の利用狀況は次の如くなつた。

第一年度(利用組合員二一五名)		第二年度(利用組合員三二六名)	
外來患者實人員	四〇四人	同	一、〇九四人
外來患者延人員	一、〇四二人	同	五、四〇〇人
往診患者實人員	一七七人	同	五八九人
同 延人員	一九八人	同	七四六人

第二年度の利用者延人員總數は六、一四六人で、これを一日平均にすると一六・八人となつた。以てその利用狀況の一斑を知ることが出来る。而してその利用料總額を示すと

- 十一年度利用料(九月十七日より十二月末迄) 一、一九八圓二九
- 十二年度利用料(一月一日より十二月末迄) 三、三三〇圓四一

次にその收支狀況であるが、本共済施設會計は別途會計でない爲め、該施設のみの收支決算は困難の狀況であるの

で、昭和十二年度の保健共済施設收支豫算を示せば次の通りである。

収入の部		支出の部	
徴収金		事務所費	
一、療養費	二、一七五	一、給料	三〇〇
二、賦課金	四、〇〇〇	二、需要費	三八〇
補助金		三、雜費	八五
一、組合補助金	二、〇〇〇	共済給付金	
二、村費補助金	一、〇〇〇	一、通常診療共済給付金	四、三七五
繰入金		二、入院、特別處置ノ手術其ノ他給付金	二、〇〇〇
一、組合剰餘金繰入金	五〇〇	三、賣藥給付金	一、五〇〇
二、寄附金	三二〇	豫防衛生費	
雜収入	五	一、豫防衛生費	三〇〇
合計	一〇、〇〇〇	二、健康獎勵費	六〇〇
		豫備費	五〇〇
		合計	一〇、〇〇〇

この内組合補助金とあるは國民健康保險の代行を見越したもので、結局組合剰餘金を以て充當することになつたが事業成績は概して良好である。特筆されることは、一年間一回も給付を受けなかつた組合員に對して健康獎勵金として保險金の八割を拂戻してゐることである。その人数は百數名に上り、共済組合の徹底に効果を擧げてゐる。

### チブス猖獗に偉力發揮

昨年本村及び隣村一帯にチブスが猖獗し、本村から四十名の患者の發生を見たが「チブス千圓」の語の如く、從來不幸にして家族から一名の患者を出すすれば、その農家の財政は忽ちに危殆に瀕することは必定であつた。然るに本村では患家中の八割が共済組合員であつた爲めその不運を免がれた。即ち非組合員チブス患者の治療費が百二十圓乃至百五十圓に上つたに拘らず、組合員患者のそれは二十五・六圓に止まつて、三分の一は愚かそれ以下の軽減となつたのである。此の現實を認識した未加入者は早速加入を申込み共済施設の偉力を遺憾なく發揮したのであつた。尙共済施設を持たぬ隣村ではこれが救済の爲めに村債を發行した由である。

### 診療所の概要

本組合診療所は組合事務所に近接して殆んど村の中央にあり、最遠距離の部落でも一里位で、村を縦斷してバスが通ひ、交通の利便を得てゐる。現在の建物は借家であるが目下本組合裏手隣接地に工費七、三四二圓を以て診療所(病室十餘室、隔離病舎も附屬)及び醫師住宅(二戸分一棟)を建設中である。現在主任醫師は滿洲醫大出身の若き醫學士中山光雄氏(月俸一五〇圓)が勤務し、他に産婆一名(月俸二七圓)看護婦(月俸二〇圓)見習看護婦(月俸一五圓)各一名、事務員一名(月俸二五圓目下出征中)があり、新診療所落成すれば醫師一名増員の豫定である。當初の設備費は醫療器具機械一、二〇〇圓、備品三〇〇圓で之は自己資金(五〇〇圓)及び借入金(一、〇〇〇圓)を以て賄つた。これも新診療所と共に五〇〇圓を投じ新整備することになつてゐる。利用料規定を示すと左の通りである。

一、診察料	無料
一、藥價	散水藥 一日分 一包
散水藥	金三〇錢以上
頓服藥	金一〇錢以上
外用藥高價藥特效藥	實費
一、手術料	金二〇錢以上
一、注射料	金二〇錢以上
一、檢案書料	金一圓以上
一、處方箋料	金五〇錢以上
一、健康診斷書料	金七〇錢以上
一、往診料	金五〇錢以上
利用料ハ其ノ都度現金ヲ以テ徵收スルモノトス但シ止ムヲ得ザルモノハ農産物ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得	
(備考) 現物持參は全くなき農産物販賣代金より支拂ふものなし	
一、産婆料	
(一) 普通助産	金三圓
(二) 産湯其他衛生	金三〇錢

尙本組合の保健共済規程は模範規程と殆んど同様であるから省略する。

昭和十三年十二月十九日印刷  
昭和十三年十二月廿二日發行

定價 十 錢

郵税 不要

著者兼 發行者 中島寅之助  
東京市麹町區有樂町一丁目九番地

印刷者 室野井武  
東京市京橋區西八丁堀三ノ七

印刷所 不二印刷社分社  
東京市京橋區西八丁目三ノ七

不許  
複製

發行所

產業組合中央會

東京市麹町區有樂町一丁目九番地  
振替貯金口座東京四七二四番



391  
179

Faint, illegible text or markings, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

終

